

中央市市制施行 20 周年記念事業 第 10 回中央市ふるさとまつり

出店要領

- 1 募集の主旨 中央市最大の祭りであるふるさとまつりを契機に、中央市内の商店や企業、市民が会場に出店し、秩序ある祭りの賑わいを創出することで、地域住民の連帯感を醸成し、地域活性化を図るものです。
- 2 開催日時 令和 7 年 1 1 月 3 日（月・文化の日）午前 9 時 0 0 分～午後 3 時 3 0 分
- 3 会 場 中央市玉穂ふるさとふれあい広場（山梨県中央市乙黒 1－1）
- 4 募集店舗数 4 5 店舗（**先着順・1 団体 1 区画厳守**）
1 区画 2.7m×3.6m（間口 1.5 間×奥行 2 間＝約 3 坪）
※定数に達し次第、募集を終了します。
- 5 出店配置 配置は中央市ふるさとまつり実行委員会にて決定します。指定された区画の変更はできませんので、予めご了承のうえお申し込みください。
※飲食コーナーを中心に配置しますので、予めご承知おきください。
- 6 出店資格 出店できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。
 - ① 中央市商工会の会員
 - ② 中央市民で構成する団体（代表者が中央市民であること）
 - ③ その他主催者が認めた団体**※政治活動、宗教活動または不当な営利活動を目的とする団体、公の秩序または善良の風俗に反する団体、出店権利の譲渡および名義貸しにより出店する団体等は出店できません。**
- 7 出店条件
 - ① 出店要領、出店誓約書等の内容を理解承諾し、提出書類に不備が無いこと。
 - ② 暴力団排除条例を遵守すること。
 - ③ 主催者、保健所の判断による商品の変更や中止の指示に従うこと。**※明らかに名義貸しと判断される事業所の出店はお断りします。**
- 8 出 店 料
 - ① 中央市商工会員及び中央市民で構成された団体 1 5, 0 0 0 円
 - ② その他主催者が認めた団体 3 0, 0 0 0 円**※①の受付を優先的に行い、募集締切日時点で空き区画がある場合のみ②も受け付けます。**
※出店料にはテント 1 張、出店者プレート 1 枚を含んでいます。

※長机、椅子、電源（２口コンセント）が必要な場合は、別途費用が発生します。

※出店が確定した出店者は、出店者説明会時に出店料および備品代を現金で納入することとし、出店確定後のキャンセルは理由の如何にかかわらず返金はありません。

9 申込方法

- ① 受付期間 **令和 7 年 6 月 9 日（月）～令和 7 年 7 月 1 1 日（金）**
- ② 受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日及び平日正午から午後 1 時を除く）
- ③ 受付場所 中央市商工会（中央市布施 1555-1） **（郵送及び FAX 不可）**
- ④ 提出書類 中央市商工会ホームページからダウンロードしてください。
なお、中央市商工会窓口にも用意してあります。
 - (1) 【様式 1】出店計画書
 - (2) 【様式 2】出店申込書
 - (3) 【様式 3】誓約書
 - (4) 【様式 4】出店の平面図
 - (5) 【様式 5】提供食品の概要（食品提供者のみ）
 - (6) 【様式 6】出店代表者・従業員名簿（運転免許証のカラーコピー貼付）

10 出店者の決定

申込み先着順に中央市商工会で審査のうえ、募集の趣旨に沿った出店者として認められた団体等に決定通知書を送付します。決定通知書の発送をもって、出店決定とします。

11 出店者説明会

出店者説明会を次のとおり開催しますので、出店が決定した団体等は必ず出席してください。

- ① 日時 令和 7 年 9 月 1 0 日（水）午後 2 時 0 0 分から
- ② 場所 中央市立玉穂総合会館 2 階 多目的室（中央市下河東 6 2 0）

※日時、場所は変更になる場合がありますので、決定通知書に同封する出店者説明会の通知を必ずご確認ください。 **欠席の場合は、出店決定を取消しとします。**

12 出店にかかわる設備・手続き等について

（１）主催が担うもの

- ①出店スペースの用意（間口 1.5 間×奥行 2 間／ 1 区画）
- ②会場内手洗い用水道・トイレの確保
- ③火器器具等の使用に係る消防署への申請
- ④事故等に対するイベント保険への加入（主催の瑕疵によるもののみ）
- ⑤警備本部設置（緊急車両展示場所）
- ⑥通行止め箇所の交通警備員配備と雑踏警備

(2) 出店総括が担うもの

- ①保健所への相談伺い（イベント等における食品の取扱い相談書）の提出と全店の衛生指導
- ②出店全体構想図、出店配置場所見取図の作成
- ③出店申請の受付、審査、決定、通知
- ④出店者説明会の計画・開催、出店料や備品レンタル料の集金
- ⑤出店当日の見回り、指導

(3) 出店者が担うもの

- ①出店計画書、出店申込書、誓約書、出店の平面図、出店代表者・従業員名簿の提出
- ②食品提供に係る保健所申請等各書類の中央市商工会への提出
- ③出店料、備品レンタル料（長机、椅子、2口コンセントなど）の支払い
- ④ゴミ袋、片付用の掃除用具の用意
- ⑤消火器（消防署員が確認巡回します）の用意
- ⑥生産物賠償責任保険（食中毒に対する賠償責任保険）等への加入
- ⑦その他、上記以外に必要な備品の用意

13 火器の使用法

- ①燃焼機器（コンロ・炭火）を、机の上で使用する場合は、机の上に耐火ボードを敷き、その上で使用してください。
- ②ガスホースは安全バンドで締結し、ガスボンベは倒れないよう固定してください。ガスホースは、新しいものを使用してください。
- ③燃焼機器（コンロ・炭火）の三辺に不燃性の囲いを設置し、防風対策を行ってください。
- ④ボンベ・コンロ・耐火ボード・囲いについては、各自で用意してください。
- ⑤万が一の火災に備え、消火器等を必ず準備してください（当日消防署が点検します）。
- ⑥模擬店の出店に際し、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正（平成 26 年 12 月 1 日）に伴い、火気器具を使用する催しは、消火器の設置が義務付けられました。火気器具を使用して模擬店を開設する場合には、甲府地区消防本部へ露店等の開設届出書を提出しなければなりません。主催でとりまとめますので、出店申込書に火気器具の使用の有無及び消火器の設置本数を記入してください。

14 使用食器・容器等

脱プラスチックやゴミ削減に配慮し、ゼロカーボンシティの実現に寄与するため、紙容器の使用や紙ストローの使用を推進してください。

15 ゴミの処理方法

出店者ごとにゴミ箱を設置し、出店することで生じたゴミ（食べ残し、容器等を含む）は、自店で販売した以外の物でも出店者同士が互いに回収し、全て持ち帰ってください。会場のゴミステーションやゴミ箱に捨てることは厳禁です。ゴミを未処理の団体等は、以後、中央市内で行われるイベントへの出店をお断りします。

16 まつりの中止

雨天決行を原則としますが、各出店団体は雨天時の対応も考慮し出店してください。天災（地震・台風等）又は主催者側の都合により、まつりが中止になる場合があります。中止になった場合に被った損害に関して、主催者は一切補償しませんので、予めご了承ください。

17 個人情報の取扱い

出店申込みを通して知り得た個人情報は適切に保護し、本まつりの事務・運営に限って利用します。また、利用目的に照らして不要になった個人情報は速やかに且つ適正に廃棄します。

18 出店取消し

本要領を遵守しない場合、主催者の指示に従わない場合、又は法令等に抵触する場合は、出店を取り消す場合があります。

19 その他注意事項

（１）模擬店等で飲食物を提供する場合について

提供食品の概要（様式５）を期日までに中央市商工会へ提出してください。

※模擬店の出店に際し、食品の安全確保の観点から、提供食品の概要（様式５）を中北保健所に提出し、指導を受けなければなりません。そのため、取扱食品や取扱方法が制限される場合があります。

（２）酒類販売について

①酒類（アルコール度数１度以上の飲料、または溶解してアルコール度数１度以上の飲料とすることができる粉末）を食料品として販売する場合には、酒税法第９条に基づき、甲府税務署から「期限付酒類小売免許」を受ける必要があります。

②出店で酒類を瓶缶のままで販売する団体は、必ず「酒類販売業免許に必要な書類」を作成し、甲府税務署に提出してください。なお、上記の「期限付酒類小売免許」を受けるには、既に酒類販売業免許を取得している必要がありますのでご注意ください。

③酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業所で飲用に供する業を営む場合（酒類を飲食店営業の一品として蓋等を開けて提供した場合は、酒類販売業免許は必要ありません。

本件に関するお問い合わせ先

主 催 中央市ふるさとまつり実行委員会

事 務 局 中央市産業建設部 産業課内

TEL : 055-274-8561

出店総括 中央市商工会（中央市布施 1555-1）

TEL : 055-273-4141